

第5編 事態対処の段階区分とその役割分担

第1章 事態対処の段階区分

都国民保護計画では、都が行うべき措置を住民避難の段階に応じて、以下のとおり区分している。

(1) 留意事項

各段階において、避難、救援、災害対処等の措置が、相互に十分な連携を確保しつつ行われるよう留意しなければならないとされている。

(2) 段階区分

段階区分は、「避難準備」「避難」「避難生活」「復帰」「復旧・復興」の5段階である。

第2章 市・都・関係機関等の役割分担

都国民保護計画に基づく事態対処の段階区分の市・都・関係機関等の主な役割は以下のとおりである。

(1) 避難準備段階における市・都・各機関等の役割

避難準備段階（武力攻撃事態等が認定され、内閣総理大臣の本部設置指定を受けて、市長が対策本部を設置してから、都知事の避難の指示を受けるまでの期間）における各機関等の役割分担は、以下のとおり。

機関名	主な役割
国分寺市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市対策本部の設置・運営 ○ 警報の伝達 ○ 避難誘導の準備
国分寺市消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警報の伝達への協力 ○ 避難誘導への協力の準備
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都対策本部の設置・運営 ○ 避難、救援等の国民保護措置の実施準備 ○ 警報の通知・伝達
東京消防庁 第八消防方面本部 国分寺消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活関連等施設の指導 ○ 市に協力した警報の伝達 ○ 避難誘導の準備

警視庁 小金井警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活関連等施設の警備強化 ○ 市に協力した警報の伝達 ○ 避難誘導の準備
指定行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画に基づき国民保護措置の実施準備
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の部隊等の派遣に関する情報交換
指定地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画に基づき国民保護措置の実施準備
指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務計画に基づく国民保護措置の実施準備 ○ 業務計画に基づく警報の放送（放送事業者） ○ 業務計画に基づく避難住民、物資の運送準備（運送事業者）
指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務計画に基づく国民保護措置の実施準備 ○ 業務計画に基づく警報の放送（放送事業者） ○ 業務計画に基づく避難住民、物資の運送準備（運送事業者）

(2) 避難段階における市・都・各機関等の役割

避難段階（都知事の避難の指示を受けてから、住民等に伝達し、要避難地域の住民等の避難誘導を開始し、避難先地域への誘導が完了するまでの期間）における各機関等の役割分担は、以下のとおり。

機関名	主な役割
国分寺市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の指示の周知 ○ 避難住民の誘導 ○ 避難所における救援の準備
国分寺市消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消火，救助・救急 ○ 避難の指示の周知の協力 ○ 避難住民の誘導の協力 ○ 臨時の収容施設の出火の予防
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の指示，指示内容の通知 ○ 市区町村による避難誘導を支援 ○ 避難所における救援の準備
東京消防庁 第八消防方面本部 国分寺消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消火，救助・救急 ○ 避難の指示の周知における市への協力 ○ 避難住民の誘導における市への協力 ○ 臨時の収容施設の出火防止に関する助言
警視庁 小金井警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の指示の周知における市への協力 ○ 避難住民の誘導における市への協力 ○ 交通規制，放置車両の撤去 ○ 災害が発生した場合の救助活動
指定行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難住民の誘導，避難所における救援準備の支援

自衛隊	○ 国民保護等派遣により、避難住民の誘導、武力攻撃災害が発生した場合の対処等の実施
指定地方行政機関	○ 避難住民の誘導、避難所における救援準備の支援
指定公共機関	○ 業務計画に基づく避難の指示の放送（放送事業者）、避難住民・物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施
指定地方公共機関	○ 業務計画に基づく避難の指示の放送（放送事業者）、避難住民・物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施

(3) 避難生活段階における市・都・各機関等の役割

避難生活段階（避難してから避難解除されるまで、住民が避難所等で避難生活をしている期間）における各機関等の役割分担は、以下のとおり。

機関名	主な役割
国分寺市	○ 市国民保護対策本部の運営 ○ 避難所の運営 ○ 安否情報の収集・提供
国分寺市消防団	○ 火災が発生した場合の消火活動 ○ 被災者の救助・救急活動 ○ 避難所等における火災予防
東京都	○ 都国民保護対策本部の運営 ○ 避難住民への物資・資材の提供等 ○ ライフラインが被災した場合の応急復旧 ○ 安否情報の収集・提供
東京消防庁 第八消防方面本部 国分寺消防署	○ 火災が発生した場合の消火活動 ○ 被災者の救助・救急活動 ○ 避難所等における火災予防
警視庁 小金井警察署	○ 避難後の無人化した地域、避難所における警戒 ○ 被災者の救助活動 ○ 交通規制（特に要避難地域、警戒区域等の周辺地域）
指定行政機関	○ 避難所における救援の支援 ○ 著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対処 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
自衛隊	○ 避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処・応急復旧等の実施
指定地方行政機関	○ 避難所における救援の支援 ○ 著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対処 ○ 生活関連物資等の価格安定措置

指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務計画に基づくライフライン等の安定供給・運行等 ○ 業務計画に基づく緊急物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施
指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務計画に基づくライフライン等の安定供給・運行等 ○ 業務計画に基づく緊急物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施

(4) 復帰段階における市・都・各機関等の役割

復帰段階（都知事の避難の指示の解除を受けてから、住民等に伝達し、避難住民等の復帰誘導を開始し、避難先地域からの復帰が完了するまでの期間）における各機関等の役割分担は、以下のとおり。

機関名	主な役割
国分寺市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市国民保護対策本部の運営・廃止 ○ 復帰実施要領の作成 ○ 復帰誘導 ○ 復帰解除されても復帰できない者への救援
国分寺市消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 復帰住民の誘導の協力
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都国民保護対策本部の運営・廃止 ○ 避難の指示の解除 ○ 市による復帰実施要領作成の支援 ○ 市による復帰誘導の支援 ○ 復帰解除されても復帰できない者への救援
東京消防庁 第八消防方面本部 国分寺消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市と協力して復帰住民の誘導（必要に応じて）
警視庁 小金井警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市と協力して復帰住民の誘導（必要に応じて） ○ 復帰地域の治安の維持
指定行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の復帰のための措置の支援 ○ 応急復旧の支援 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武力攻撃災害の応急復旧等の実施
指定地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の復帰のための措置の支援 ○ 応急復旧の支援 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務計画に基づく住民の復帰のための措置の支援 ○ 業務計画に基づく応急復旧の支援 ○ 業務計画に基づく避難の指示解除の放送（放送事業者） ○ 業務計画に基づく復帰住民の運送（運送事業者）

指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務計画に基づく住民の復帰のための措置の支援 ○ 業務計画に基づく応急復旧の支援 ○ 業務計画に基づく避難の指示解除の放送（放送事業者） ○ 業務計画に基づく復帰住民の運送（運送事業者）
----------	--

(5) 復旧・復興における市・都・各機関等の役割

復旧・復興（避難住民の復帰が完了してから、ライフライン施設の復旧，都市やくらし等の復興に取り組む期間）における各機関等の役割分担は，以下のとおり。

機関名	主な役割
国分寺市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路等の公共施設の復旧 ○ 都市，住宅，くらし，産業等の復興 ○ 国民保護に要した費用の支弁
国分寺市消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災予防に関すること
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路等の公共施設の復旧 ○ 都のライフライン施設の復旧 ○ 都市，住宅，くらし，産業等の復興 ○ 国民保護に要した費用の支弁
東京消防庁 第八消防方面本部 国分寺消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防相談に関すること ○ 火災予防に関すること
警視庁小金井警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪の予防，社会秩序の維持
指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務計画に基づくライフライン施設等の復旧
指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務計画に基づくライフライン施設等の復旧

事態対処の各段階における主な措置内容

